引き続き現在再開している場所で授業を進めていきます。

また、6月13日現在、広野小学校へは68名の児童が、広野中学校へは22名の生徒がそれぞれ通学しています。今後も広野小・中学校へ通学を希望する児童生徒を随時受け入れてまいりますので、希望される場合はそれぞれの学校までご連絡をお願いいたします。

●広野小・中学校、幼稚園、保育所、児童館の広野町本校舎などでの再開について

広野小、中学校は現在いわき市立中央台南小学校ならびに湯本第二中学校で授業を行っているところですが、平成24年度1学期中に空調設備設置工事などがほぼ完了することから、平成24年度2学期の8月27日から広野町本校舎での授業を再開することとなりました。併せて、広野幼稚園、保育所、児童館も本来の場所で再開いたします。

広野小、中学校本校舎再開に関する通学意向調査については、既に保護者の皆様へ児童生徒が通学する学校を通じて配布しておりますので、意向調査票の提出にご協力をお願いいたします。まだお手元に意向調査票が届いていない方は、お子さんが通学する学校または広野町教育委員会までお問い合わせください。

◆再開に関する問い合わせ先
- 教育グループ　☎0240－27－4166
- 広野小学校　☎0246－38－6074
  （8月1日以降☎0240－27－2332）
- 広野中学校　☎0246－42－2655
  （8月1日以降☎0240－27－3224）
- 広野幼稚園　☎0240－27－2221
- 広野町保育所　☎0240－27－2345
- 広野町児童館　☎0240－27－3288

●広野小学校・広野中学校の連絡先について

広野小学校および広野中学校の連絡先は次のとおりとなっております。

なお、**平成24年度2学期からの再開準備のため、教職員は平成24年8月1日より広野町内の本校舎で勤務いたしますので、8月1日以降は広野町内の小・中学校へご連絡をお願いいたします。**

◆広野小学校（いわき市立中央台南小学校内　7月31日まで）
住所　〒970－8043
福島県いわき市中央台鹿島2丁目1－1
☎0246－38－6074
FAX0246－38－6075

◆広野中学校（いわき市立湯本第二中学校内　7月31日まで）
住所　〒972－8321
福島県いわき市常磐湯本町上浅貝10番地
☎0246－42－2655
FAX0246－42－2726

●区域外就学などにより避難されている児童生徒への就学費支援について

広野町に住所がある方で区域外就学などにより小・中学校に通学する児童生徒がいる世帯に対し、学用品費や給食費などの就学費支援を行います。

就学費支援については、原発避難者特例法により原則として通学先の自治体で実施することとなっておりますので、通学先の市区町村教育委員会へお問い合わせください。

なお、自治体によっては世帯の所得状況などを踏まえて、避難されている世帯であっても就学費支援を行わない場合がありますが、避難先で認められない場合は、最終的に広野町が認定し、通学先の学校を経由して就学費支援を実施いたします。

広野町が認定する場合の詳しい手続き方法については、避難先市区町村の認定状況を確認の上、避難先の市区町村教育委員会や通学先の学校を通じて保護者の方へお知らせいたします。

●幼稚園就園奨励費補助事業（保育料などの一部援助）の実施について

広野町では、平成23年度に引き続き、国が実施する被災園児に対する入園料や保育料の援助制度を活用し、お子さんが通園する幼稚園に支払う保育料などの一部を援助いたします。

今後、通園する幼稚園などへ、保護者の方々へお渡しする通知や申請書などを送付する予定となっております。

送付する際には、改めて広報などでお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

◆問い合わせ
広野幼稚園就園奨励費担当
☎0240－27－2221

エネルギーのふるさとから再生可能エネルギーを！

●平成24年度広野町住宅用新エネルギーシステム設置費補助のご案内

広野町では町民が元の暮らしに戻れるように、これから町内に住宅を復興整備し、居住する方を対象に、地球温暖化防止の観点から太陽光発電システム・太陽熱高度利用システム・太陽熱利用温水器システムに対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

◆対象者
以下の要件を満たす方
①町内の住宅（店舗などとの併用住宅を含む）にシステムを設置する方。または、町内のシステムつき住宅を購入する方
②町税を滞納していない方

◆補助金額
- **太陽光発電システム**
  出力1KWあたり6万円
  （最大4KWまで、上限24万円）
- **太陽熱高度利用システム**
  1台あたりの設置費用に100分の10を乗じた額
  （上限が6万円）
- **太陽熱利用温水器システム**
  1台あたりの設置費用に100分の20を乗じた額
  （上限が3万円）

◆申請について
システムの取り付けが決まったら、**工事着工前に申請が必要です。**

◆申請に必要なもの
①システム設置費補助金交付申請書（※1）
②システムを設置する場所がわかる地図
③工事着手前の写真
（最低2枚　角度を変えて）
④見積書の写し
⑤システムのパンフレット
⑥納税証明書（※2）
（※1・2につきましては、企画グループ窓口に様式を備えてあります。）

◆問い合わせ
総務課企画グループ
☎27－2114

広野町金婚祝のお知らせについて

町では、広野町金婚祝に関する規程に基づき、結婚50年を迎えるご夫婦に金婚祝として額入祝状と額入記念写真を贈呈しております。

つきましては、平成24年に金婚を迎えられるご夫婦（**昭和37年に結婚されたご夫婦**）は、金婚祝の申込受付を行いますので、次の事項にご留意のうえお申込みくださるようお知らせいたします。

◆対象者
町内に住所を有し、平成24年12月31日までに結婚50年を迎える夫婦および既に資格を得ながらまだ記念品を受けていない夫婦の方。

なお、対象者の決定は、次のとおりです。

(1)　戸籍の婚姻年月日を基本とします。

(2)　婚姻届が結婚と同時でなく後から出されている場合または事実上の婚姻関係にあるものについては、民生児童委員等の証明をもって決定します。

◆申込受付および申込先
平成24年8月10日（金）までに申込書に記入のうえ、広野町役場福祉環境グループに提出してください。なお、転入などの方については、その都度受付をいたします。

◆申込用紙
広野町役場福祉環境グループ窓